

## ※子ども子育て支援新制度移行私立幼稚園への保育料負担軽減処置について

大田区教育委員会事務局より上記について示しがありました。

### 1. 保護者負担軽減の額

在園中の幼稚園が子ども子育て支援新制度に移行しなかったと仮定して大田区私立幼稚園等園児保護者補助金による負担軽減による負担軽減をお受けた場合の保護者負担額を算定し、現在の負担額との差額を園児保護者に支給されることに決定いたしました。金額は、在園児が第何子かの月及び東学年度の区市町民税所得額によりことなります。

詳細等は、大田こまどり幼稚園もしくは、

大田区教育総務部教育総務課私学行政担当（03-5744-1619）までお問合せください。

### 2. 実施する機関

平成27年4月から平成29年3月まで

※平成29年度以降については、今後大田区にて検討されます。

（29年度についても引き続き実施されることになりました。）

## ※大田区在住の方の保育料

平成27年4月に施行する子ども・子育て支援新制度のもと、新制度に移行する私立幼稚園等のご利用にあたっては、支給認定区分（私立幼稚園は1号認定）に応じた保育料をご負担いただくこととなります。

また、保育料は、世帯の区市町村民税の課税状況に応じたご負担（応能負担）となります。

平成27年度 子ども・子育て支援新制度における大田区の保育料（教育標準時間（1号）認定）

世帯の階層区分		私立幼稚園 利用者負担額
A	生活保護世帯	0円
B	区市町村民税 非課税世帯 (均等割額のみ課税世帯を含む)	0円
C	区市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	3,600円 (1,800円)
D	区市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	9,000円 (4,500円)
E	区市町村民税 所得割課税額 211,201円以上 256,300円以下	15,300円 (7,650円)
F	区市町村民税 所得割課税額 256,301円以上	17,700円 (8,850円)

- ・ 小学校3年生までの兄弟がある場合、その児童を含めて2番目の子どもについては半額（カッコの金額）  
3番目以降の子どもについては無料となります。
- ・ 8月分までの保育料は平成26年度の住民税額、9月分以降の保育料は平成27年度の住民税額により決定されます。
- ・ この保育料のほかに、各施設によっては、行事代、バス利用代などの実費徴収や上乗せ徴収がかかることがあります。
- ・ 新制度に移行しない私立幼稚園の保育料は、現行どおり各私立幼稚園が定める保育料となります。